

その1 一人ひとりの地域生活を支えます。

地域支え合い体制の推進

C S W (コミュニティソーシャルワーカー) を設置し、専門職や地域住民が協力し合い、支援が必要な人へ適切な支え合い活動を行えるよう、地域支援ネットワークづくりを進めます。

ふれあいサロン活動

高齢者や障がい者、子育て中の親子、在宅介護者などの地域での居場所・仲間づくりを応援します。

地域介護予防活動支援事業

体操を主とした地域における介護予防への取り組みを支援する活動です。

金婚慶祝事業

敬老の日に、金婚夫婦へ祝詞を贈呈します。

玄関前除雪支援事業

自力および他からの除雪協力が困難な世帯を対象に、玄関先の除雪を行います。

配食サービス事業

70歳以上の単身世帯等を対象に、声かけ・見守りも併せた配食サービスを行います。(燕地区で実施)

障がい者タクシー利用券等助成事業

身体障害者手帳1～3級、療育手帳Aの方を対象に、タクシー料金または自動車燃料費の助成券を交付します。

広報つばめ音声訳事業

文字情報入手困難者等を対象とした、広報紙を音声訳したデジタル録音図書(CD)を作成します。

デマンド交通予約センターの運営管理

高齢者などの交通弱者をはじめとする市民の日常生活に欠かせない公共交通体系の構築を担い、地域福祉の向上を図ります。

その7 施設を運営しています。

高齢者や障がい者のいきいきとした地域生活の一助として、また、公益を目的とする場として施設の運営を行っています。どうぞご利用ください!

- ・老人福祉センター「つばめ荘」(大曲)
- ・ふれあい喫茶「ぼぼ」(大曲)
- ・老人集会センター(大曲)
- ・障がい者地域生活支援センターはばたき(道金)
- ・屋内ゲートボール場すぱーく燕(四ツ屋)
- ・吉田老人センター「シニアセンターよしだ」(吉田本所)

その2 利用支援・権利擁護

福祉後見・権利擁護センター

成年後見制度の利用支援など、個々の権利を擁護するセンター機能を果たします。

障害者相談支援事業

障がい者(児)やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、制度・サービスの利用支援を行います。

日常生活自立支援事業

認知症や障がい等で、日常生活に不安のある方の福祉サービスの利用や、日常的なお金の出し入れのお手伝いなどを行います。

その3 いつでも・どんな相談でも

心配ごと相談所の開設

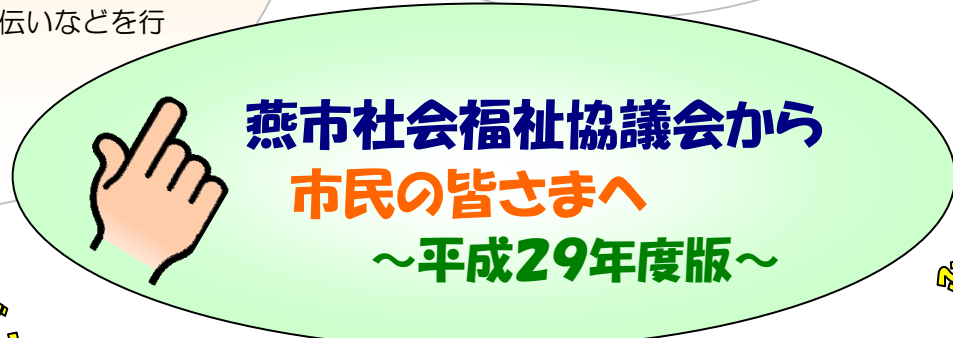
法人本部において毎週1回、市民が気軽に利用できる相談所を開設しています。

弁護士による相談の実施

燕・吉田・分水地区を巡回しながら、弁護士による相談を月2回行っています。事前予約制で、相談時間はひとり30分です。

出前福祉相談事業

専門職(職員)が、地域のサロンや集会場等に訪問し相談をお受けします。



その5 地域を支える人づくり

ボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動の情報の収集・発信源として、地域活動の調整役を担います。また、市民活動のリーダー養成を行います。
ボランティア・市民活動のことなら… ☎ 0256-78-7867

各種人材養成講座の開催

- 地域を担う人材の発掘・育成を行います。
- ・ボランティアセンターサポーターステップアップ講座
 - ・ボランティア体験講座
 - ・傾聴ボランティア講座
 - ・ボランティア情報交換会 など

その8 市民活動・福祉教育を応援します。

福祉活動団体・グループ、NPOへの支援

自主的に福祉活動を行う団体やNPOに対し、情報の提供・収集・交換を目的とする機会を設け、発展的な活動への助長を行います。

福祉教育・総合学習の支援

学校や地域の集会場等へ出向き、車いす教室や高齢者疑似体験などの指導や講義を実施し、福祉教育の支援を行います。

その4 当事者支援の充実・強化

就労継続支援A型事業・就労継続支援B型事業

一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な支援を行います。

地域活動支援センター事業

地域で暮らす障がい者等に日中活動の機会を提供し、社会交流を図ります。

放課後等デイサービス事業

通学中の障がい児に対し、サービスと生活能力向上のための訓練等を提供します。また、学校や医療機関と連携しながら、自立促進と放課後の居場所づくりを推進します。

その6 福祉資金貸付をご活用ください。

生活福祉資金貸付

低所得世帯等を対象とした資金の貸付相談を行っています。(基本的に連帯保証人が必要です。)

小口資金貸付

生活の緊急的なつなぎ資金として、3万円を限度に貸付を行っています。連帯保証人が必要です。

その9 介護のことなら!介護サービス室へ

介護保険法や障害者総合支援法等に基づく在宅福祉サービスを提供しています。

まずは、ご相談ください。☎ 0256-78-8702

- ・ケアマネジャー事業
- ・ホームヘルパー事業(高齢・障がい)
- ・訪問入浴介護事業(高齢・障がい)
- ・障がい者の移動支援、同行援護
- ・軽度生活支援事業(燕市より受託)
- ・在宅生活支援ホームヘルパー派遣事業(法定外サービス)



【お問い合わせ】

社会福祉法人 燕市社会福祉協議会

法人本部(燕市吉田日之出町1-1) ☎ 0256-78-7080(代表) / 0256-78-7866(福祉相談窓口)
 燕支所(燕市大曲4328) ☎ 0256-62-4361
 分水支所(燕市新堀1138-1) ☎ 0256-98-6111